【継続窓口へお越しの皆様へ】

申請書（ＯＣＲシート）へ
『印』・『自署』が不要になりました

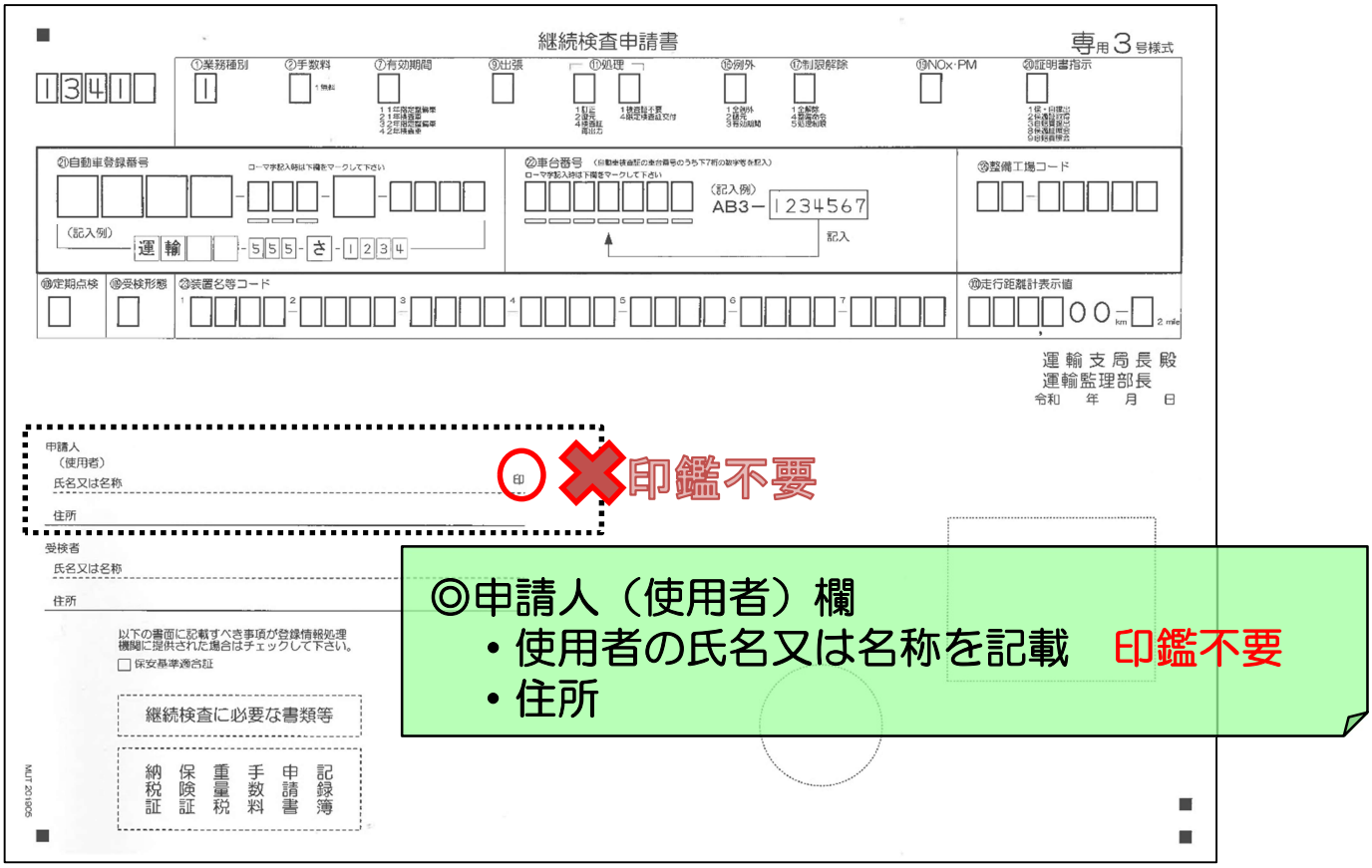

「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通関係省令の一部を改正する省令」が令和３年１月１日から施行されることに伴い、申請書（ＯＣＲシート）に使用者の『印』・『自署』が不要になりましたのでお知らせ致します。

なお、旧申請様式（『印』が記載されたもの）は、引き続き使用できますのでご使用下さい。詳しくは運輸支局継続窓口へお問い合わせください。

中国運輸局鳥取運輸支局